

令和8年7月27日

関係者 各位

青森県知事
(公印省略)

条件付き一般競争入札実施公告（電子入札）

下記の工事については、条件付き一般競争入札（地域限定型（単体Ⅱ））により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 教施第8－24号
- (2) 工事名 弘前高等学校第一体育館避難所機能強化（空調設備整備）改修工事
- (3) 工事場所 弘前市大字新寺町 地内
- (4) 工 種 建築一式工事
- (5) 工 期 契約書取り交わしの日の翌日から令和9年3月26日まで
- (6) 工事概要 改修工事 1式
- (7) 予定価格 194,260,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定後、青森県知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 参加資格規則第6条第1項の規定により、次の等級に決定されていること。
県内業者：建築一式工事・特A級
- (6) 次の管内（又は地域）に本店を有していること。
青森県弘前市、黒石市、平川市、五所川原市、つがる市、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、西津軽郡
- (7) 過去15年間に次に掲げる同種の建設工事の施工実績（下請負人としてのものを除

く。)を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

建築一式工事で契約金額5千万円以上の施工実績

- (8) 建設業法第26条に規定する専任の主任技術者又は監理技術者を設置することができる。ただし、主任技術者にあつては1級相当の国家資格等を有する者に限る。
- (9) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく青森県知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (10) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく青森県知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (11) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (12) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (13) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

※ 申請書の様式は、設計図書の縦覧資料に添付されています。

- (1) 提出期限 令和8年8月3日（月）12時
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 電子入札システムを使用して提出すること。
- (4) 入札書による入札を承諾された場合の申請書の提出場所
青森県教育庁学校施設課 施設整備グループ
電話 017-734-9874（直通）
- (5) その他
 - ① 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。
 - ② 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。
 - ③ 2に定める資格を認められなかった者は、②の通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。
 - ④ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

4 設計図書の縦覧

(1) 設計図書の縦覧

- ① 期 間 令和8年7月28日（火）から令和8年8月21日（金）まで
- ② 場 所 青森県建設業ポータルサイト
<https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/index.html>

(2) その他

設計図書に対して質問がある場合は、令和8年8月17日（月）12時までに、書面により、青森県教育庁学校施設課に提出すること。

5 現場説明

なし

6 電子入札期間、入札執行の日時及び場所、入札執行回数並びに落札者の決定方法

(1) 電子入札期間

- ① 開始 令和8年8月24日（月）9時
- ② 締切 令和8年8月24日（月）15時

(2) 入札執行

- ① 日時 令和8年8月25日（火）9時30分
- ② 場所 青森県庁学校施設課入札室（県庁西棟6階）

(3) 入札執行回数

原則として1回を限度とする。

(4) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。
- ② 落札となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに電子くじで落札者を決定するので、入札書の余白に000から999までの任意の3桁の数字を記載し、または電子入札にあっては入力すること。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

- ① 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。
 - ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ウ 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券を提供したとき。
 - i 国債又は地方債
 - ii 政府の保証のある債券
 - iii 金融機関が振出し又は支払保証をした小切手
 - iv 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
 - v 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証
- ② 前記①にかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（令和8年6月16日付け青監第192号）による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させ、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、①のイからウまでのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

8 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

9 入札条件

- (1) 入札参加者は、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）第131条に定められた入札者心得書を熟読し、遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・営繕工事等）にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する業務内容の項目により、数量及び金額を明らかにしたもの）を持参して提出し、または電子入札にあつては電子入札システムを利用して提出すること。

10 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額または電子入札にあつては入札金額として記録された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、または電子入札にあつては入力すること。
- (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。ただし、電子入札をする場合は入力を要しない。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。
- (3) 落札となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに電子くじで落札者を決定するので、入札書の余白に000から999までの任意の3桁の数字を記載し、または電子入札にあつては入力すること。

11 青森県電子入札ホームページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kanri/e-nst_index.html

12 その他

(1) 留意事項

本件入札は電子入札で行うものであり、入札手続等においては、青森県建設工事等電子入札運用基準（令和7年9月30日青監第500号）によるものとする。なお、電子入札での入札手続等が困難な場合は、学校施設課長の承諾を得て、入札書による入札をすることができる。

(2) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法（昭和24年法律100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(4) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

また、落札者は、契約締結時の技術者配置状況表を提出すること。

(5) 低入札価格調査制度対象工事

次の事項に留意の上、入札すること。

- ① 建設工事に係る入札における低入札価格調査基準価格の設定
- ② 低入札価格調査制度における数値的判断基準の設定
- ③ 調査基準価格未満工事施工中の者の新たな調査基準価格未満の入札の制限

【参考】青森県建設業ポータルサイト <https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>

(6) 請負代金額が100万円以上の工事については、受注者は契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

13 所在地及び担当

(1) 所在地 青森市長島一丁目1番1号（県庁西棟6階）

(2) 担 当 青森県教育庁学校施設課 施設整備グループ
電話：017-734-9874（直通）